

事 調 第 850 号

平成 29 年 12 月 19 日

一般社団法人北海道農業土木協会 事務局長 様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について（通知）

このことについて、「施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について」（平成29年12月19日付け事調第849号）により通知しておりますが、積算方法等に関する試行の運用を次のとおり改正し、積算基準日が平成30年1月1日以降の工事から適用する旨、各（総合）振興局産業振興部長に通知したのでお知らせします。

記

1 対象工事

施工箇所が複数あり、その点在範囲が1km程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一工事箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断する工事。ただし、地区の状況等により、点在範囲の条件がこれによりがたい場合は、個別に考慮することができる。

なお、「3 間接費の基本的な考え方」については、積算工種が「ほ場整備工事」及び「農用地造成工事」以外の工種に適用する。

2 工事箇所の設定方法

① 施工箇所が点在する工事については、原則として市町村界を超えない範囲で工事箇所を設定する。

なお、施工箇所が点在する工事箇所について、点在範囲が1km程度を超えなくなる範囲でさらに細分化できることとする。（別紙1参照）

② 工事区間の距離が1km未満で、一体として扱った場合に支障がない場合は、市町村を跨いで、1つの工事箇所として扱うことも可とする。

③ 連続する工事が1km程度を超える場合は、連続する工事の分割は行わない。

④ 連続する工事が点在する場合の、設定する範囲は重心からの距離で判断する。

3 間接費の基本的な考え方（別紙2-1、2-2参照）

① 共通仮設費及び現場管理費については、工事箇所毎に算出した合計額とする。

② 一般管理費等については、工事箇所毎に分けない設計書（以下「通常的设计書」という。）で算出する。

※積算のイメージ

従 来：(A区直接工事費+B区直接工事費+C区直接工事費)×間接費率

本運用：(A区直接工事費×間接費率)+(B区直接工事費×間接費率)+(C区直接工事費×間接費率)

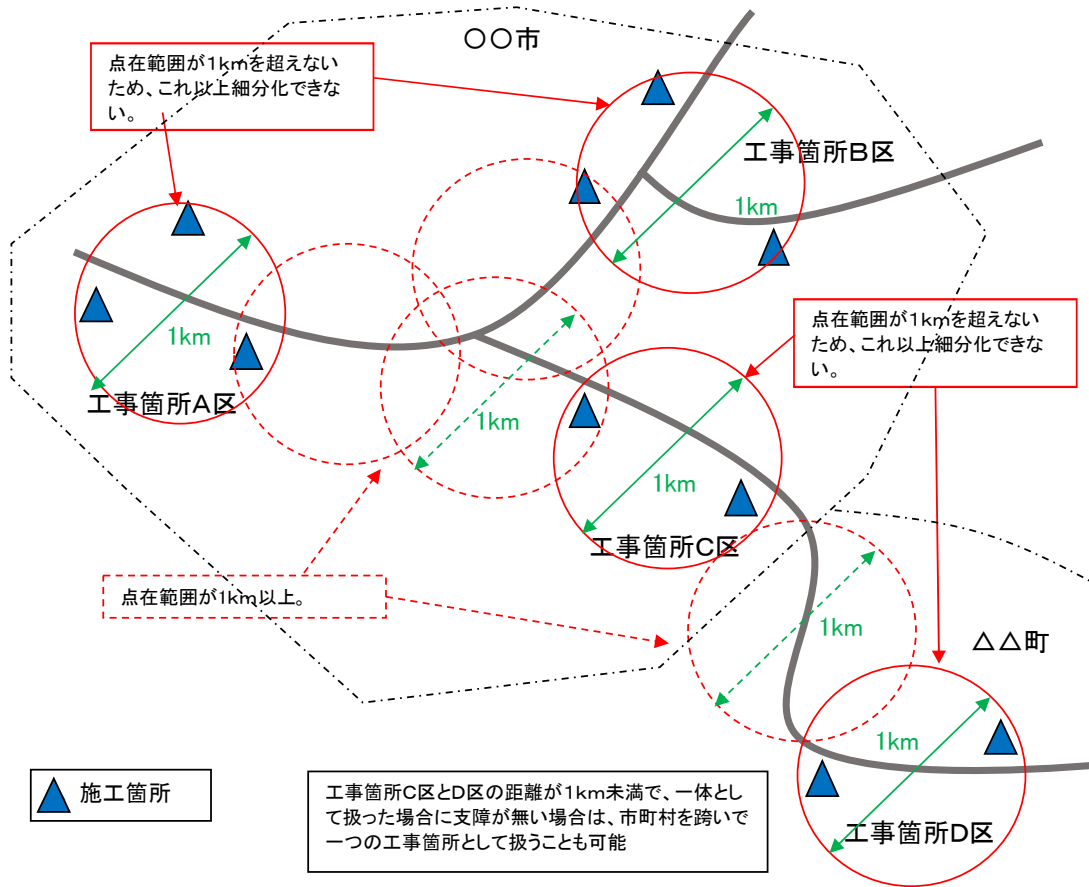
※一般管理費等は通常どおり

- ③ 共通仮設費率、現場管理費率の補正（施工地域等）については、工事箇所毎に判断する。
- ④ 現場管理費率の施工時期、工事期間等による補正は、工事全体で判断する。
- ⑤ 主たる工種区分については、工事箇所毎ではなく、工事全体で判断する。（工事箇所毎に主たる工種区分を変更しない。）
- ⑥ 市場単価等の施工規模補正については、工事全体の数量で判断する。
- ⑦ 共通仮設費の積み上げ分の数量については、工事箇所毎に計上し、工事箇所毎の合計を通常的设计書に計上する。
なお、工事箇所毎に分割することができない項目は、直接工事費の最も大きい工事箇所に計上する。
- ⑧ 工事全体をまとめた設計書（以下「契約用の設計書」という。）は、通常的设计書で算出した直接工事費、一般管理費等と工事箇所毎に作成した分割設計書（以下「分割設計書」という。）で算出した共通仮設費、現場管理費の各々の合計を用いて作成する。
- ⑨ 新たに施工箇所が追加になった場合は、通常的设计書に追加するとともに、現在設定した工事箇所の内とならない場合は、新たに工事箇所を設定し分割設計書を作成（共通仮設費、現場管理費算出用）する。

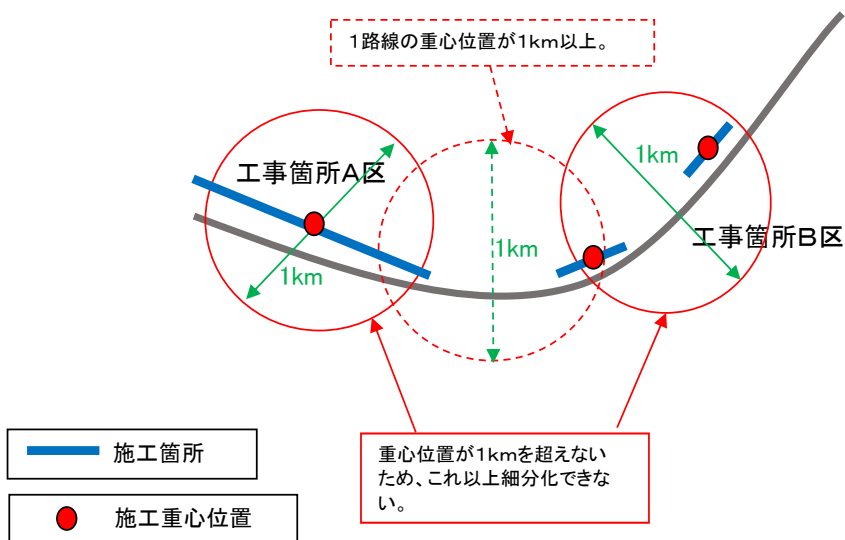
〔設計施工グループ〕

施工箇所が点在する工事の細分化イメージ図

◎面工事イメージ



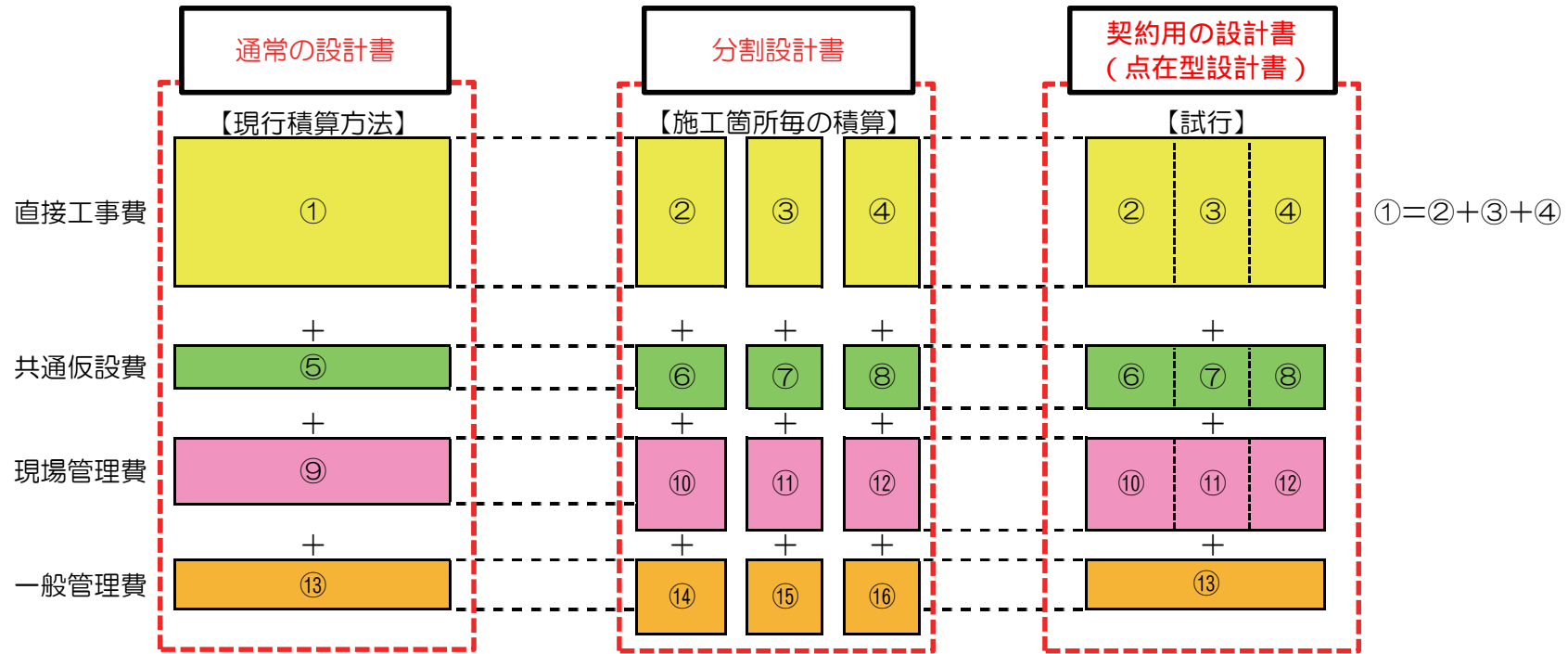
◎線工事イメージ



施工箇所が点在する工事の積算方法のイメージ

別紙2-1

○施工箇所が3箇所の事例



共通仮設費の算定
⑤=①を対象額で算出

⑥=②を対象額で算出
⑦=③を対象額で算出
⑧=④を対象額で算出

⑥+⑦+⑧とする

現場管理費の算定
⑨=(①+⑤)を対象額で算出

⑩=(②+⑥)を対象額で算出
⑪=(③+⑦)を対象額で算出
⑫=(④+⑧)を対象額で算出

⑩+⑪+⑫とする

一般管理費等の算定
⑬=(①+⑤+⑨)を対象額で算出

⑭=(②+⑥+⑩)を対象額で算出
⑮=(③+⑦+⑪)を対象額で算出
⑯=(④+⑧+⑫)を対象額で算出

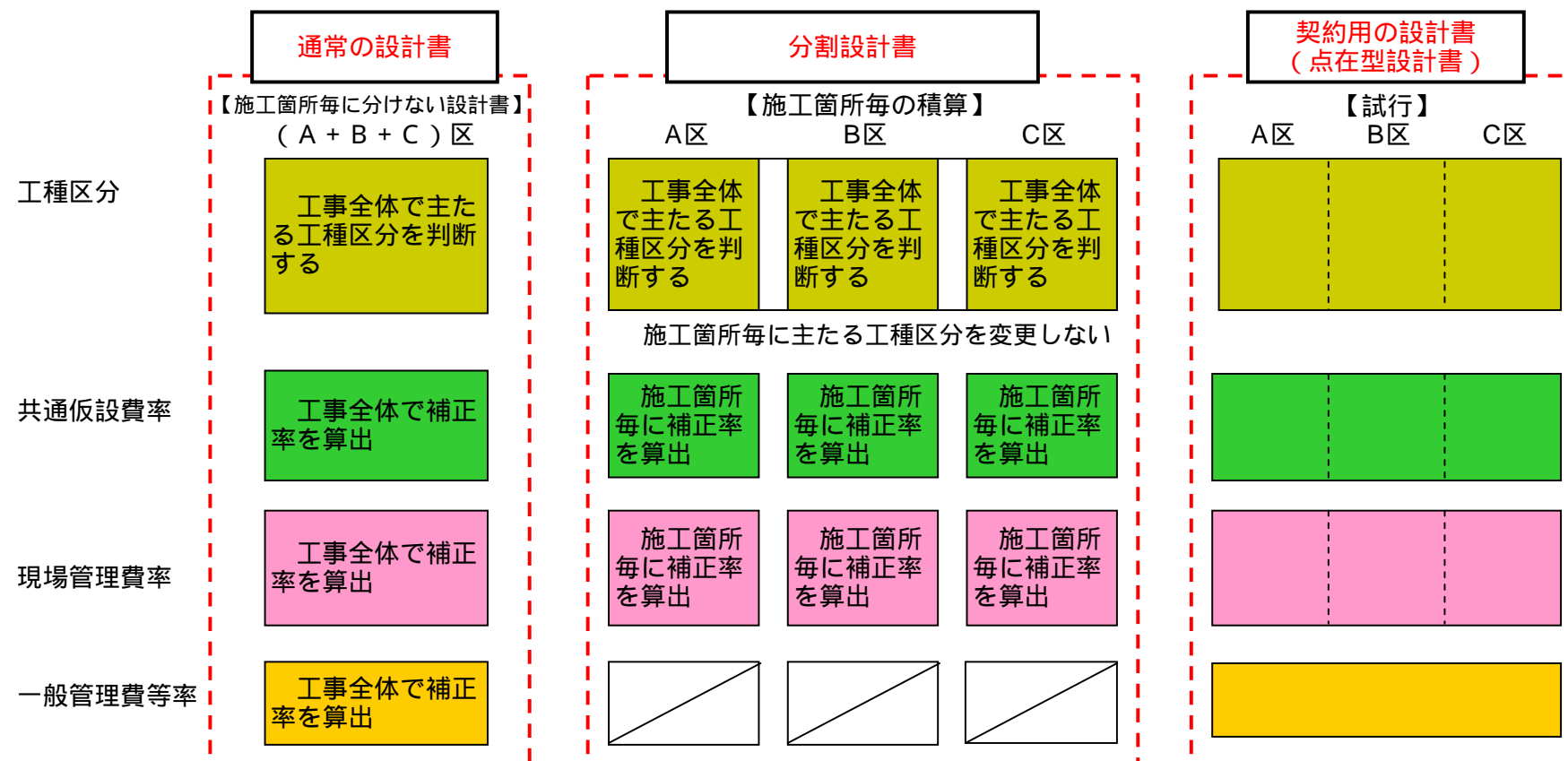
⑬=(①+⑤+⑨)を対象額で算出

施工箇所が点在する工事の積算方法の考え方

別紙 2 - 2

施工箇所が3箇所の事例

補正率等の考え方



冬期対象期間補正率は工区全体で算出し、各区毎の現場管理費率に加算する。